

葉山町立上山口小学校消防計画

目次

第1章 総則

- 第1節 目的及びその適用範囲
- 第2節 防火管理業務の一部受託について
- 第3節 管理権原者及び防火管理者の業務と権限
- 第4節 防火管理委員会
- 第5節 消防機関との連携

第2章 予防管理対策

- 第1節 日常及び定期に行う火災予防
- 第2節 火災予防措置

第3章 自衛消防活動対策

- 第1節 自衛消防組織
- 第2節 自衛消防活動等

第4章 地震対策

- 第1節 地震の災害予防措置
- 第2節 地震時の活動

第5章 その他の災害活動対策

- 第1節 水災時の活動

第6章 防災教育及び訓練等

- 第1節 防災教育
- 第2節 訓練

第1章 総則

第1節 目的及びその適用範囲

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、葉山町立上山口小学校の防火管理についての必要事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の極限防止を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この適用範囲は次のとおりとする。

- (1) 当校に勤務し、出入りし、また通学するすべての者
- (2) 防火管理業務の一部を受託している者

第2節 防火管理業務の一部受託について

(委託者からの指揮命令)

第3条 委託を受けて防火管理業務に従事する者（以下「業者」という。）は、この計画の定めるところにより、管理権原者、防火管理者、自衛消防隊長の指示、指揮命令の下に業務を実施しなければならない。

※ 業者は、セコム株式会社とする。

(委託者への報告)

第4条 委託者は、委託した防火管理業務について、定期の防火管理者に報告しなければならない。

第3節 管理権原者及び防火管理者の業務と権限

(管理権原者の責任等)

第5条 管理権原者は、校内の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。

- 2 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせるものとする。
- 3 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えなければならない。
- 4 管理権原者は、防火上の建物構造の不備や消防設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修するものとする。

(防火管理者)

第6条 防火管理者は、この計画の作成および実行についてのすべての権限を持って、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成および変更
- (2) 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施
- (3) 火災予防上の自主検査・点検の実施と監督
- (4) 消防用設備等の点検・整備及びその立合い
- (5) 改装工事など工事中の立合い及び安全対策の樹立
- (6) 火気の使用、取り扱いの指導、監督
- (7) 収容人数の適正管理
- (8) 職員に対する防災教育の実施
- (9) 防火担当責任者及び火元責任者に対する指導及び監督
- (10) 管理権原者への提案や報告
- (11) 放火防止対策の推進

(12) その他

第4節 防火管理委員会

(防火管理委員会の設置)

第7条 防火管理業務の適正な運営を図るため、学校長を委員長とする防火管理委員会を設置する。

2 委員は、防火管理者をはじめ安全部の職員をもって構成する。

3 委員会の開催は、委員長が必要と認めた時に開催する。

(審議事項)

第8条 防火管理委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 消防計画の樹立及び変更に関する事
- (2) 児童の人命安全に関する事
- (3) 校舎及び消防用設備等の維持管理に関する事
- (4) 予防管理組織及び自衛消防組織の編成に関する事
- (5) 消火、通報及び避難訓練に関する事
- (6) 震災対策に関する事
- (7) 防災教育とその実施方法に関する事
- (8) その他防火管理に関する事

第5節 消防機関との連絡

(消防機関との連絡)

第9条 管理権原者等は、次の業務について、消防機関への報告、届出、及び連絡を行うものとする。

- (1) 防火管理者の選任（解任）届出
- (2) 消防計画の作成（変更）届出
 - ア 管理権原者又は防火管理者の変更
 - イ 自衛消防組織に関する事項の大幅な変更
 - ウ 用途の変更、増築、改築、模様替え等による消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火上の構造の維持管理に関する事項の変更
 - エ 防火管理業務の一部委託に関する事項で次に掲げる内容の変更
 - (ア) 受託者の氏名及び住所
 - (イ) 受託方式
 - (ウ) 受託者の行う防火管理業務の範囲
 - (エ) 受託者の行う防火管理業務の方法
- (3) 自衛消防訓練実施の通報
- (4) 禁止行為の解除承認申請

(5) 総合点検終了後の消防用設備等点検結果報告書を1年に1回、管理権原者及び防火管理者が確認した後報告すること

(6) その他

建物及び諸設備の設置又は変更を行うときは、事前に連絡するとともに、法令に基づく諸手続きを行うこと。

(防火管理業務資料等の整備)

第10条 防火管理者は、前条で報告又は届出した書類及び防火管理業務に必要な書類等を本計画と一括して、整備、保管しておくものとする。

第2章 予防管理対策

第1節 日常及び定期に行う火災予防

(予防管理組織)

第11条 予防管理組織は、火災予防のための組織と自主点検・検査を実施するための組織とする。

(火災予防のための組織)

第12条 火災予防のための組織は、平素における火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに、各階ごとに防火担当責任者をおき、所定の区域ごとに火元責任者をおき、別表1のとおり定める。

(防火担当責任者の業務)

第13条 防火担当責任者は、次の業務を行うものとする。

(1) 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督に関すること

(2) 防火管理者の補佐

(火元責任者の業務)

第14条 火元責任者は、次の業務を行うものとする。

(1) 担当区域内の火気管理に関すること

(2) 担当区域内の建物、火気設備器具、電気設備、危険物施設等及び消防用設備等の日常の維持管理に関すること

(3) 地震等における火気設備器具の安全確認に関すること

(4) 防火担当責任者の補佐

(自主的に行う検査・点検)

第15条 自主点検は、建物、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設等について検査を実施し、その結果を防火管理者に報告するものとする。

(1) 火災予防上の自主検査

自主検査は、日常に行う検査と定期的に行う検査に分けて行う。

① 日常的に行う検査は、別表3「自主検査表(日常)」に基づき防火担当者が行う。

② 定期的に行う検査は、別表4「自主検査表（定期）」に基づき防火担当責任者がチェックする。実施時期は、5月、9月、1月の年3回とする。

③ その他

防火管理者は、定期的に自主検査の実施状況を確認するものとする。

(2) 担当者は防火担当責任者とし、定期点検終了後は、防火管理者に点検票を提出すること

第2節 火災予防措置

(火気等の使用制限等)

第16条 防火管理者は、次の事項について喫煙及び火気等の使用の制限を行うものとする。

- (1) 喫煙場所の指定（喫煙場所は無し）
- (2) 火気設備器具等の使用禁止場所の指定

(臨時の火気使用等)

第17条 次の事項を行おうとする者は、防火管理者へ事前に連絡し、承認を得るものとする。

- (1) 指定場所以外で喫煙又は火気を使用するとき
- (2) 各種火気設備器具を設置又は変更するとき
- (3) 危険物の貯蔵、取扱い、種類、数量等を変更するとき

(火気等の使用時の遵守事項)

第18条 火気等を使用するものは、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 電熱器等の火気設備器具を使用する場合は、指定場所以外では使用してはならない。
- (2) 火気設備器具を使用する場合は、事前に設備器具を検査してから使用すること
- (3) 火気設備器具を使用する場合は、周囲に可燃物があるか否かを確認してから使用すること
- (4) 火気設備器具を使用した後には、必ず設備器具を点検し、安全を確認すること

(施設に対する遵守事項)

第19条 防火管理者又は職員等は、避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 避難口、廊下、階段、避難通路その他のために使用する避難施設
 - ア 避難のための設備を設け、避難の障害となる物品を置かないこと
 - イ 床面は避難に際し、つまづき、すべり等を生じないように維持すること
 - ウ 避難口等に設ける戸は、容易に解除し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持すること
- (2) 火災が発生したとき延焼を防止し、又は有効な消防活動を確保するための防火施設
 - ア 防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持し、閉鎖の障害となる物品

をおかないこと

イ 防火戸に近接して延焼の媒体となる可燃物品をおかないこと

(避難経路)

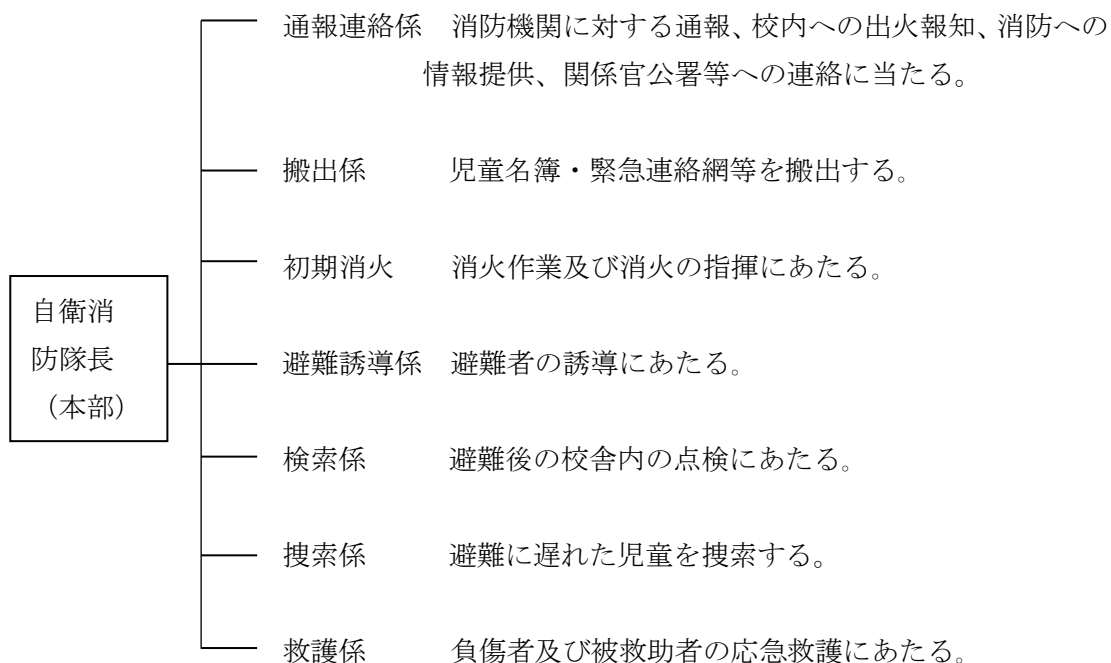
第20条 防火管理者は、人命の安全を確保するため、各階ごとに消防用設備等の設置図及び屋外へ通じる避難経路を示した避難経路図を別図1のとおり作成し、自衛消防隊委員並びに職員・児童等全てに周知徹底するものとする。

第3章 自衛消防活動対策

第1節 自衛消防組織

(自衛消防隊の設置)

第21条 火災等災害発生時に被害を最小限に止めるため、校長を自衛消防隊長として、次により自衛消防隊を設置し、その編成は別表2のとおりとする。



第2節 自衛消防活動等

(通報連絡)

第22条 火災が発生した場合、通報連絡係員は、消防機関へ「所在地、名称、被害状況等」を通報するとともに周囲に連絡する。

2 通報連絡係は、前項の措置終了後、自衛消防隊長に出火場所、延焼状況、その他必要な事項を連絡する。

第23条 自動火災報知設備が誤作動により、直接通報された場合は、通報停止ボタンを押し、通報を中止し、その旨を警備会社（セコム株式会社）等関連機関に連絡すること

（消火活動）

第24条 自衛消防隊は、児童が安全に非難した後、屋内消火栓、消火器等をもって消火活動を行う。

第25条 避難誘導係員は、別図1の避難経路図により校内にいる者すべてを誘導する。

2 避難は、原則として火点の上層階は火点の反対側階段及び屋外階段を、火点以下の階層は、屋内階段を使用して避難するものとし、屋上への避難は行わない。

3 避難誘導係は、忘れ物等により再び屋内に入る者がいないよう避難者を安全に避難させる。

4 避難誘導にあたっては、拡声器を有効に活用して避難者に避難方向を知らせ、混乱の防止に留意し、出火階及び上層階の者を最優先に避難させる。

5 避難終了後すみやかに人員点呼を行い、逃げ遅れた者の有無を確認し、本部に報告する。

（安全防護装置）

第26条 発災時における安全防護装置として、ボイラーの使用停止、各階防火扉の閉鎖等を行うものとする。

（応急救護）

第27条 救護係員は、負傷者等の応急手当を行い、負傷者をすみやかに搬送できるようにする。

第4章 地震対策

第1節 地震の災害予防措置

（地震の災害予防措置）

第28条 各点検・検査班及び火元責任者は、地震の災害を予防するために、第2章第1節に基づく各種施設、設備器具の自主点検・検査に合わせて次の措置を行うものとする。

（1）建築物及び建築物に付随する施設物（窓枠、外壁等）及び校内に展示設置する物件の倒壊、転倒、落下を防止すること

（2）火気設備器具の上部及び周囲には、転倒落下のおそれのある物品、燃えやすい物品を置かないこと

（3）火気設備器具等の自動消火装置、燃料等の自動停止装置等について、作動状況の検査を行うこと

（4）危険物施設における危険物等の転倒、落下、浸水等による発火防止及び送油管等の緩衝装置の検査を実施すること

（備蓄品）

第29条 地震に備え、次に掲げる品目を備蓄しておくものとする。

- (1) 医薬品
- (2) 携帯ラジオ
- (3) 携帯用拡声器
- (4) 懐中電灯
- (5) ロープ
- (6) その他

第2節 地震時の活動

(地震後の安全装置)

第30条 各検索係及び火元責任者は、地震後、建物、火気使用設備器具及び危険物施設等の点検・検査及び応急措置を行うとともに、全器具について安全性を確認後、供給、使用を開始するものとする。

(地震時の活動)

第31条 地震時の活動は、第3章各節によるほか、次の事項について行うものとする。

- (1) 出火防止の措置
 - ア 防火担当責任者及び火元責任者による火気使用設備器具の使用禁止を行うこと
 - イ 危険物設備（ボイラー等）の各バルブの操作及び燃料等の停止の確認を行うこと
- (2) 消火活動
校内に火災が発生した場合は、児童を避難させ、全力をあげて消火にあたること
- (3) その他の活動
負傷者に対する応急救護措置を最優先すること

(避難)

第32条 震災時の避難は、関係機関の避難命令等により、全員徒歩で避難するものとする。

第5章 その他の災害活動対策

第1節 水災時の活動

(水災時の措置)

第33条 防火管理者は、台風、集中豪雨等で被害が予想される場合は、次の措置を行うものとする。

- (1) 安全部を中心に、校内の異常の有無を点検し補強等の安全措置を行う。
- (2) 通報連絡係員をとおして、町役場及び防災機関等から必要な情報の収集を行うとともに、周囲及び学区の被害状況を確認する。

第34条 緊急下校又は学校待機は、別に定めるところにより行う。

第6章 防災教育及び訓練等

第1節 防災教育

(防災教育の内容)

第35条 防火管理者は、防災教育を行うものとし、その内容は次によるものとする。

- (1) 消防計画について
- (2) 火災予防の遵守事項について
- (3) 防火管理に対する職員各自の任務及び責任の周知徹底
- (4) 火災発生時の対応について
- (5) 地震時の対応について
- (6) その他火災予防上必要な事項

第2節 訓練

(訓練の実施)

第36条 防火管理者は、次により訓練を行うものとし、実施時には事前に葉山消防署へ自衛消防訓練通知書を提出する。

訓練の種別	訓練の内容	実施日
総合訓練	消火、通報及び避難誘導等を連携して行う。	6月、9月、2月
部分訓練	消火、通報及び避難誘導等を個々に行う。	5月、10月、11月
基礎訓練	消火活動に使用する設備、器具等の取扱いの訓練を行う。	9月(初期消火訓練) その他随時

(消防機関への指導要請)

第37条 防火管理者は、訓練を実施するに際し、必要と認める場合は、消防機関へ指導を要請する。

(地震訓練の実施)

第38条 地震訓練の実施は、各種訓練に準じて行うものとする。

(訓練の実施結果)

第39条 防火管理者は、自衛消防訓練の実施結果を記録して、訓練内容をチェックし、その結果を評価するとともに、指導事項については、次回の訓練に反映させるものとする。

附 則

この計画は、平成8年12月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成30年4月1日から施行する。